

守口市教育大綱

平成28年8月
守 口 市

1. 大綱の趣旨

本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3の規定に基づき、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参照し、市長が本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を策定するものです。

2. 策定にあたっての考え方

本大綱の策定にあたっては、市長と教育委員会で構成する「総合教育會議」において学校教育・社会教育に関する課題を共有しつつ、協議・調整を行い、第五次守口市総合基本計画の基本目標の1つである「学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち」、重点分野に掲げる「教育・子育ての充実」を踏まえ、教育委員会が策定する「めざす守口の教育」を基礎に理念及び基本方針を定めることとします。

市長と教育委員会は、本大綱に基づき、連携・協力し、それぞれの権限と責任において本市の教育行政を推進していくものです。

3. 期間

大綱の期間は、平成31年度末までとします。

4. 現状と課題

知識基盤社会の到来と国際化、情報化の進展など社会が大きく変化する中、核家族化や少子高齢化の進行、また地域内における人と人とのつながりの希薄化など、子ども達を取り巻く環境も大きく変化しています。

本市においても、子ども達の「学力向上」に向けた取組を進めることはもちろんのこと、児童・生徒数の減少に伴う「学校の小規模化」や「子ども達の安全・安心の確保」、また、不登校や問題行動の増加など、いわゆる「中1ギャップの解消」などが喫緊の課題となっており、これらの課題を解決するために、学校の統合を進めるとともに、義務教育9年を見通した教育目標を掲げ、教職員が地域の子ども達の現状を踏まえ、発達段階に応じた指導を行ながら、子どもの豊かな学びをつなぐ小中一貫教育を推進しています。

また、社会教育においては、社会教育法の改正において学校・家庭・地域の連携・協力を促進することが位置づけられ、新たに地域住民の学習の成果を活用する機会の充実や児童生徒の放課後の居場所づくりに関する規定等が追加されました。

学校と地域の連携・協働を推進する体制づくりの取組は、子ども達の教育環境を改善するだけではなく、多くの地域住民が、学校支援や放課後等の活動に参画するなど、市民一人ひとりが教育の当事者となり、社会総掛かりで教育の実現を図ることで、活力あるコミュニティの形成につながります。学校では実現できないような体験活動や地域の幅広い世代の人たちとの交流の機会を設けるなど、子ども達に多様な教育メニューを提供することができると考えます。

このため、今後においても、市長部局と教育委員会がしっかりと連携を深め、それぞれの権限と責任に応じた取組を推進し、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの豊かな育ちを支える教育コミュニティの形成・充実を図りつつ、今後も変容し続ける社会の中で、子どもが発達段階に応じ「生きる力」を育むために、学校教育・社会教育に関する施策を総合的に推進していく必要があります。

5. 大綱の位置づけ

第五次守口市総合基本計画

＜歓響都市もりぐち＞
育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口

～ 第五次守口市総合基本計画における教育・子育て ～

基本目標

学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち

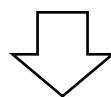
守口市は、市民一人ひとりが自らの夢を実現するため、生涯を通じて学ぶことができる機会の提供に努めるとともに、住民と地域社会とのつながりが深まる環境整備を通じて、豊かな心が育つまちをめざします。

基本目標の実現に向けた施策の大綱

- ①家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
- ②つながりとふれあいの推進

重点分野

教育・子育ての充実



守口市教育大綱

教育理念

郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際化社会で主体的に行動する人の育成

施策の方向性と基本方針

I. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成

- 安心して子育てができる
- 命を守る
- 環境整備
- 学力を伸ばす
- 学校力を高める
- 心を育てる
- 魅力ある学校づくり



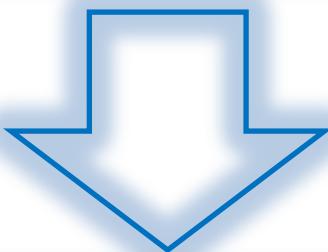
II. つながりとふれあいの推進

- 人・地域がつながる
- 生涯学べる社会をつくる

教育振興基本計画【国】

6. 教育理念

『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、
国際化社会で主体的に行動する人の育成』



『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で
主体的に行動する人の育成』の教育理念のもと、社会が
急激に国際化していく時代において、学校教育・社会教
育が一体となり、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生
きる力」と「生涯学び続ける人」の育成をめざし、守口
の教育を推進します。

7. 施策の方向性と基本方針

I. 家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成

次代を担う子どもが、心豊かでたくましく育つことができるよう、教育内容の充実と、教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携を促進し、子どもたちの成長を見守ります。

【基本方針1】

安心して子育てができる環境整備～若い世代や子育て家庭の定住を促進～

若い世代や子育て家庭の定住を促進し、安心して子育てができる環境整備に努めるとともに、心の豊さや生きる力をはぐくむ教育環境を実現することが大切です。

そこで、幼児教育から青年期に至るすべてのステージにおいて子どもの健やかな成長を支えるとともに、教育内容の充実や教育環境の整備、保護者負担の軽減に関する取組を推進します。

【基本方針2】

学力を伸ばす～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～

小・中・義務教育学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成をすすめます。さらに、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。

また、子ども達の家庭での生活習慣や学習・読書習慣の確立を図るとともに、民間のノウハウを取り入れた学力向上のための取組を推進します。

【基本方針3】

心を育てる～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～

すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。

この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組をすすめます。

【基本方針4】

命を守る～たくましく生きる健康と体力づくり～

子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。

中学校区並びに義務教育学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組をすすめ、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。

【基本方針5】

学校力を高める～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～

学校園は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。

校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。

【基本方針6】

魅力ある学校づくり～豊かな教育環境の整備～

児童・生徒が多くの仲間と学校生活を送る中で、社会性や向上心を伸ばし、多様な意見を交流させることにより学びを深めることができるよう、より豊かな教育環境の整備に努めます。

さらには、地域に根ざした学校として、地域活動や地域防災の拠点としての役割を担うことができるよう、児童・生徒や地域住民にとって魅力のある学校づくりをすすめるとともに、児童・生徒が、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの進路を実現できる環境整備を推進します。

II. つながりとふれあいの推進

生涯学習の機会の充実と場所の提供を図り、歴史的・文化的資源を活用することにより、人とのふれあいや地域社会とのつながりを深め、心の豊かさを育み、生きがいを持てる環境づくりを進めます。

【基本方針7】

人・地域がつながる～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～

地域社会の連帯意識の希薄化、大人のモラルの低下、有害情報の氾濫等の課題がある中で、子どもたちの健全育成に向け、地域社会が一体となって取り組む教育コミュニティづくりが重要です。

そのため、さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもにかかる組織づくりや活動のネットワーク化を促進・支援します。

【基本方針8】

生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～

少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、市民に対し生涯学習及び文化・スポーツ活動の機会の充実と場所の提供を図り、市民が自らの知識・技能の向上を図るとともに、この活動を地域振興や健康づくりなどの関連行政と合わせてより良い地域づくりに結びつけることで、生きがいのある地域社会の実現に取組みます。

また、地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として、教育活動に支障のない範囲において積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。